

(メール施行)
兵共募発第336号
令和2年2月20日

市区町共同募金委員会 事務局長 各位

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本博子

令和元年8月 佐賀県豪雨災害義援金の募集期間の延長等について (ご連絡)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から共同募金事業の推進につきまして格別のご尽力を賜わり、深謝申し上げます。

さて、標記義援金の募集期間の延長につきまして、中央共同募金会より下記のとおり通知がありました。

つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

募集期間が延長された義援金

実施共募名	義援金名称	募集期日 (延長後)
佐賀県共同募金会	令和元年8月 佐賀県豪雨災害義援金	令和2年8月31日 (月)

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当: 松本裕一・大隅優樹)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL: 078-242-4624 FAX: 078-242-4625

電子メール: info@akaihane-hyogo.or.jp

「令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣旨

令和元年8月27日からの大雨により、県内各地で死傷者の人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、県下全20市町において災害救助法が適用されました。

佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和元年9月2日（月）から令和2年8月31日（月）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行	県庁支店	普通預金 3044860	社会福祉法人佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	00950-9-237585		佐賀県共募 令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

※1 佐賀銀行については、全国の地方銀行（64行）本支店の窓口からの振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和元年9月2日から施行します。

令和元年9月4日から施行します。(第2版)

令和2年2月14日から施行します。(第3版)

【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp